

世田谷区公報

目次

規 則

- 会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則(5) … 2
- 世田谷区契約事務規則の一部を改正する規則(6) … 2
- 池尻2丁目体育館の世田谷区公共施設利用案内システムによる利用手続に関する規則(7) … 2
- 世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則(8) … 3
- 世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(9) … 4
- 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則(10) … 4
- 世田谷区みどりの基本条例施行規則の一部を改正する規則(11) … 4

訓 令 甲

- 世田谷区事案決定手続規程の一部改正(1) … 4
- 世田谷区出張所処務規程の一部改正(2) … 4
- 世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムに係る運用管理規程の一部改正(3) … 4

告 示

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(69) … 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(70) … 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(71) … 5
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(72) … 5
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示(73) … 5
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示(74) … 5
- 地方自治法に基づく指定納付受託者の指定の告示(75) … 5
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(76) … 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の供用開始の告示(77) … 5
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(78) … 5
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(79) … 6
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示(80) … 6
- 地方自治法に基づく指定納付受託

- 者の指定の告示(81) … 6
- 令和7年第1回世田谷区議会臨時会招集の告示(82) … 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(83) … 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(84) … 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(85) … 7
- 地方自治法に基づく予算の公表(86) … 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(87) … 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(88) … 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(89) … 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(90) … 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(91) … 7
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(92) … 7
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の辞退の告示(93) … 7
- 令和7年第1回世田谷区議会定例会招集の告示(94) … 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(95) … 7
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(96) … 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(97) … 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(98) … 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(99) … 8
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(100) … 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(101) … 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(102) … 8
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(103) … 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(104) … 8
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(105) … 8
- 令和6年4月1日世田谷区告示第233号の一部を訂正する告示(106) … 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(107) … 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(108) … 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(109) … 9
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区

- 道指定の告示(110) … 9
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(111) … 9
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(112) … 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(113) … 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(114) … 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(115) … 9
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(116) … 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(117) … 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(118) … 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(119) … 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(120) … 10
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(121) … 10
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(122) … 10
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく電線共同溝を整備すべき道路指定の告示(123) … 10
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(124) … 10
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(125) … 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(126) … 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(127) … 11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(128) … 11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(129) … 11

公 告

- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(7) … 11
- 都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告(8) … 11
- 都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告(9) … 11
- 世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画案の縦覧の公告(10) … 11
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(11) … 12
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(12) … 12
- 世田谷区街づくり条例に基づく都市整備方針の変更案の縦覧の公告(13) … 12
- 都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告(14) … 12

- 都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告（15）……………12
- 都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告（16）……………12
- 都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告（17）……………12
- 都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告（18）……………12
- 都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告（19）……………13
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告（20）……………13
- 規 則（教）**
- 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則（1）……………13
- 世田谷区立図書館館則の一部を改正する規則（2）……………13
- 世田谷区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則（3）……………13
- 世田谷区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則（4）……………13
- 告 示（教）**
- 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部改正（1）……………13
- 告 示（選）**
- 公職選挙法に基づく令和7年3月1日現在における選挙人名簿の登録を行う日を定める告示（1）……………14
- 告 示（農）**
- 農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示（2）……………14
- 告 示（監）**
- 地方自治法に基づく職員の賠償責任及び長の要求監査結果報告書の公表（2）……………14

規 則

次に掲げる規則を公布する。
 令和7年2月28日
 世田谷区長 保 坂 展 人

- 世田谷区規則第5号**
会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第6号**
世田谷区契約事務規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第7号**
池尻2丁目体育館の世田谷区公共施設利用案内システムによる利用手続に関する規則
- 世田谷区規則第8号**
世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第9号**
世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

世田谷区規則第10号
世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第11号
世田谷区みどりの基本条例施行規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年10月世田谷区規則第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項各号列記以外の部分中「要件」の次に「(前年度に公募による選考で任用された者)については、第1号から第4号までに掲げる要件)」を加え、同項第5号中「前々年度及び前年度に会計年度任用職員に任用されていた者)については、当該任用されていた期間における人事評価の結果が良好である」を「直近2回の人事評価の結果(会計年度任用職員の職に任用されていた期間のものに限る。)が不良でない」に改める。

第4条に次の1項を加える。
 2 会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、任命権者が別に定めるところにより、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

附 則
この規則は、令和7年4月1日から施行する。

世田谷区契約事務規則の一部を改正する規則

世田谷区契約事務規則（昭和39年3月世田谷区規則第4号）の一部を次のように改正する。

第49条を次のように改める。
 (貸付料の納付時期)

第49条 財産の貸付料は、前納させなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定することができる。

2 財産の貸付料は、貸付期間が6月以上にわたるとき、又は区長が特別の理由があると認めるときは、分割して定期に納付させることができる。

附 則
1 この規則は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この規則による改正後の第49条の規定は、施行日以後に締結する契約に係る貸付料の納付について適用し、施行日前に締結した契約に係る貸付料の納付については、なお従前の例による。

池尻2丁目体育館の世田谷区公共施設利用案内システムによる利用手続に関する規則

(趣旨)
 第1条 この規則は、池尻2丁目体育館(以下「施設」という。)について、区民等の団体による世田谷区公共施設利用案内シ

ステム(以下「けやきネット」という。)を使用した利用の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 池尻2丁目体育館
- (2) 位置 東京都世田谷区池尻二丁目4番5号(産業活性化拠点施設内)

(利用日等)

第3条 けやきネットを使用して手続を行う場合の施設の利用日時は、別表第1に定める利用日及び利用時間のうち施設が産業活性化拠点事業(前条第2号に規定する産業活性化拠点施設において行う事業をいう。)等で使用されない日時とする。(利用の目的)

第4条 施設の利用目的は、ダンス、武道その他の屋内スポーツとする。(利用することができる者)

第5条 施設を利用することができる者は、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例(平成30年3月世田谷区条例第19号。以下「条例」という。)第3条第1項に規定する利用者登録(以下「利用者登録」という。)を受けた団体のうち、次に掲げる要件を満たす団体(以下「利用者団体」という。)とする。

- (1) 構成員の2分の1以上が区内に住所を有し、在勤し、又は在学する者であること。
- (2) 構成員の総数が5人以上であること。(利用者登録及び利用者登録の取消し)

第6条 条例第3条から第5条までの規定は、施設の利用者登録について準用する。

2 前項において準用する条例第5条第1項第3号の規則で定める場合は、第12条第1項各号及び第2項各号並びに第14条各号の規定に該当したときとする。(利用の手続)

第7条 施設を利用しようとする利用者団体は、次条から第16条までの規定により、利用の申請等の手続を行うものとする。(利用の希望の申出)

第8条 施設を利用しようとする利用者団体のうち、区内在住者団体(利用者団体であって構成員の2分の1以上が区内に住所を有する者であるものをいう。以下同じ。)は、施設の利用を希望する日の属する月の1月前の月の初日から4日までの間に施設の利用の希望を申し出ることができる。

2 前項の規定による利用の希望の申出に係る受付時間は、午前7時から午後12時までとする。ただし、区がけやきネットを施設又は条例第2条第1項に規定するけやき施設(以下「けやき施設」という。)の利用者の使用に供するために設置した端末機を使用して行う場合の当該受付時間については、当該端末機を設置した施設又はけやき施設の開館時間とする。

3 第1項の規定による利用の希望の申出をしようとする区内在住者団体は、当該申出の時において利用者登録を受けていなければならない。

4 第1項の規定による利用の希望の申出において、施設の利用を希望することができる日は、利用者登録の有効期間内の日に限るものとする。

5 第1項の規定による利用の希望の申出は、次に掲げる事項を記載した書面を区長に提出する方法その他区長が相当と認める方法により行うものとする。

- (1) 利用を希望する団体の名称並びにその代表者の住所及び氏名
- (2) 申出をする者の氏名
- (3) 利用を希望する施設
- (4) 利用を希望する日時
- (5) 利用の目的
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた事項

6 区長は、第1項の規定による利用の希望の申出があったときは、施設の利用予定者を決定するものとする。この場合において、利用の希望が重複したときは、抽選により利用予定者を決定するものとする。

(利用の申請)

第9条 施設を利用しようとする者は、区長に利用の申請をしなければならない。

2 前項の規定による利用の申請をしようとする者は、当該申請の時に利用者登録を受けていなければならない。

3 第1項の規定による利用の申請において、施設を利用しようすることができる日は、利用者登録の有効期間内の日に限るものとする。

4 前条第1項の規定により施設の利用の希望の申出をした者であって、同条第6項の規定により利用予定者と決定されたものについては、当該申出を第1項の規定による利用の申請とみなす。

5 前条第5項の規定は、第1項の規定による利用の申請について準用する。この場合において、同条第5項第1号中「利用を希望する」とあるのは「利用しようとする」と、同項第2号中「申出」とあるのは「申請」と、同項第3号及び第4号中「利用を希望する」とあるのは「利用しようとする」と読み替えるものとする。

(利用の申請期間)

第10条 前条第1項の規定による施設の利用の申請(同条第4項の規定により施設の利用の申請とみなされたものを除く。)の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 優先申請期間 利用しようとする日の属する月の1月前の月の6日から11日まで
- (2) 一般申請期間 利用しようとする日の属する月の1月前の月の12日から利用しようとする日の前日(区長が特に支障がないと認めたときは、利用の当日)まで

2 優先申請期間は、区内在住者団体に限り申請することができる。

3 第8条第2項の規定は、施設の利用の申請の受付時間について準用する。

(利用の承認)

第11条 区長は、第9条の規定による施設

の利用の申請(以下この条において「利用の申請」という。)を受けたときは、まず、同条第4項の規定により施設の利用の申請とみなされたものを優先して承認するものとし、次いで優先申請期間に受けた利用の申請を優先して承認するものとする。

2 区長は、優先申請期間及び一般申請期間に受けた利用の申請については、それぞれその申請の順序により承認を決定する。

(利用の不承認)

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を承認しないものとする。

- (1) 営利を目的とするとき。
- (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設の利用の目的又は内容が暴力団(世田谷区暴力団排除活動推進条例(平成24年12月世田谷区条例第55号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。
- (4) 施設の管理上支障があるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。

2 区長は、施設を利用しようとする者が、これまでの利用について次の各号のいずれかに該当しているときは、利用を承認しないことができる。

- (1) 正当な理由がなく利用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。
- (2) 利用料を納付していないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。

(利用の条件)

第13条 区長は、第11条の規定により利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)に、次の各号に掲げる事項を利用の条件として遵守させるものとする。

- (1) 利用に際しては、施設の利用に関する注意事項及び係員の指示に従うこと。
- (2) 係員から利用者登録カードの提示を求められた場合はこれを提示すること。
- (3) 利用時間内に利用を終了し、利用を終了したときは直ちに施設を原状に回復すること。
- (4) 利用を承認された場所以外は利用しないこと。
- (5) 第4条の利用目的以外で施設を利用しないこと。
- (6) 利用者以外の者に施設を利用させないこと。
- (7) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) ごみを持ち帰ること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に指示する事項

(承認の取消し等)

第14条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を停止するものとする。

- (1) 利用の目的又は利用の条件に違反したとき。

(2) この規則又は条例の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要であると認めたとき。

(利用料)

第15条 利用者は、区長が指定する日までに、別表第1に定める利用料を納付しなければならない。

(キャンセル料)

第16条 利用者は、その利用の申請を撤回するときは、区長が指定する日までに、別表第2に定めるキャンセル料を納付しなければならない。ただし、区長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 利用者が、前項の規定による利用の申請の撤回をすることなく、当該承認に係る施設の利用をしなかったときは、当該施設の利用予定日の当日に同項の規定による撤回をしたものとみなす。

(委任)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、同年3月1日から施行する。

2 施設の利用(施行日以後の利用に限る。)の承認を受けようとする者は、施行日前においても、この規則の規定の例により、その承認に係る利用の希望の申出又は申請を行うことができる。

3 区長は、前項の利用の希望の申出又は申請があった場合には、施行日前においても、この規則の規定の例により、その承認をすることができる。

別表第1(第3条、第15条関係)

利用日	利用時間	利用料
1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除く日	午前9時から午後9時まで	1時間につき320円

別表第2(第16条関係)

撤回した日	キャンセル料
利用予定日の8日以上前	0円
利用予定日の6日前から7日前まで	支払うべき利用料の2割に相当する額
利用予定日の3日前から5日前まで	支払うべき利用料の5割に相当する額
利用予定日の1日前から2日前まで	支払うべき利用料の8割に相当する額
利用予定日の当日	支払うべき利用料の10割に相当する額

備考 10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則
世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則(平成12年3月世田谷区規則第39号)の一部を次のように改正する。
第31号様式から第33号様式まで、第35号

様式、第36号様式、第40号様式、第57号様式、第58号様式及び第62号様式中「**印**」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例の施行期日定める規則

世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例（令和6年12月世田谷区条例第57号）の施行期日は、令和7年3月6日とする。

世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第9号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に改める。

第8条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 建築計画書

第15条第1号の表備考中「消防用水」の次に「若しくは同法第21条第1項に規定する消防水利」を加える。

第24条中「別表第3の2の部」を「別表第3の2の項」に改める。

第26条第1項中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 建築計画書

別表第3の1の項の表備考第9項中「(前項の規定を適用する場合には、当該数値から1を減じた数値)」を「から1を減じた数値」に改め、「施設等」の次に「(条例第18条第1項に定める数値を超える環境空地又は緑地その他区長が認めるものをいう。)」を加え、同表備考第10項中「(第8項の規定を適用する場合には、当該数値から1を減じた数値)」を「から1を減じた数値」に改め、同項後段を削り、同表備考第11項を次のように改める。

11 前2項の規定は、あわせて適用することができる。この場合において、これらの規定により算出した数値に1未満の端数が生じた際には、その端数をいずれかの数値に割り振るものとする。

別表第3の1の項の表備考に次の1項を加える。

12 第9項又は第10項の規定を適用する場合には、第8項に規定する空間を設置するものとする。

別表第4備考第3項中「及び都市計画法施行令第25条第6号の規定により設置される公園等」を削り、同表備考第6項中「別表第3の1の部の表備考第8項」を「別表第3の1の項の表備考第8項」に改める。

別表第5備考以外の部分中「第2条第10号ア又はイ」を「第2条第11号ア又はイ」に、「第2条第10号ウ」を「第2条第11号ウ」に改める。

第1号の2様式第1面を次のように改める。

様式省略

第1号の3様式第2面中「0.885㎡/個・hr」を「0.933㎡/個・hr」に、「0.848㎡/個・hr」を「0.906㎡/個・hr」に改める。

第3号様式及び第4号様式中「本屆出書には」の次に「、建築計画書」を加える。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項第9号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号の2様式、第1号の3様式、第3号様式及び第4号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区みどりの基本条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区みどりの基本条例施行規則（平成17年4月世田谷区規則第77号）の一部を次のように改正する。

第38条第1項及び第3項、第11号様式第1面並びに第19号様式中「第29条」を「第42条」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第11号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

訓 令 甲

◎世田谷区訓令甲第1号

庁 中 一 般

世田谷区事案決定手続規程（昭和54年3月世田谷区訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月3日

世田谷区長 保坂展人

別表1の部中32の項を33の項とし、18の項から31の項まで1項ずつ繰り下げ、17の項の次に次のように加える。

- 1 非常勤職員の選考を実施すること。
- 2 非常勤職員を任免すること。

18 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員及び同法第3条第3項第3号に掲げる特別職の非勤職員(以下これらを「非常勤職員」という。)の選考及び任免に関すること。

◎世田谷区訓令甲第2号

庁 中 一 般
総 合 支 所
出 張 所

世田谷区出張所処務規程（平成3年4月世田谷区訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月17日

世田谷区長 保坂展人

第3条ただし書中「第1号」を「、第1号」に改め、「、池尻まちづくりセンター、下馬まちづくりセンター、新代田まちづくりセンター、松沢まちづくりセンター、上野毛まちづくりセンター、深沢まちづくり

センター、砧まちづくりセンター及び上北沢まちづくりセンターにあっては第2号及び第3号に掲げる事務を」を削る。

◎世田谷区訓令甲第3号

庁 中 一 般
総 合 支 所
児 童 相 談 所
保 健 所
出 張 所

世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムに係る運用管理規程（平成14年8月世田谷区訓令甲第27号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月17日

世田谷区長 保坂展人

第5条第1号中「本人確認情報」を「本人確認情報及び附票本人確認情報」に改め、同条第2号中「本人確認情報」を「本人確認情報及び附票本人確認情報」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第5号中「本人確認情報」を「本人確認情報及び附票本人確認情報」に改める。

第7条第1項中「若林まちづくりセンター、上町まちづくりセンター、上馬まちづくりセンター、梅丘まちづくりセンター、代沢まちづくりセンター、松原まちづくりセンター、奥沢まちづくりセンター、九品仏まちづくりセンター、祖師谷まちづくりセンター、船橋まちづくりセンター、喜多見まちづくりセンター及び上祖師谷まちづくりセンターに限る」を「太子堂まちづくりセンター、経堂まちづくりセンター、北沢まちづくりセンター、等々力まちづくりセンター、用賀まちづくりセンター、二子玉川まちづくりセンター、成城まちづくりセンター及び烏山まちづくりセンターを除く」に改める。

第15条第1項中「本人確認情報及び」を「本人確認情報、附票本人確認情報及び」に改める。

告 示

◎世田谷区告示第69号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年2月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
2 変更の区間 世田谷区松原三丁目873番26
3 変更の区域 延長 5.83メートル 幅員 0.10メートルから 0.11メートルまで 面積 0.65平方メートル
4 供用開始の期日 令和7年2月3日

◎世田谷区告示第70号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年2月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 36-5
2 変更の区間 世田谷区祖師谷四丁目1036番19の内
3 変更の区域

延長 8.07メートル 幅員 0.20メートルから 0.21メートルまで 面積 1.71平方メートル

4 供用開始の期日

令和7年2月3日

◎世田谷区告示第71号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年2月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
2 変更の区間 世田谷区太子堂五丁目124番43の内から124番46の内まで
3 変更の区域 延長 9.92メートル 幅員 0.00メートルから 0.09メートルまで 面積 0.63平方メートル
4 供用開始の期日 令和7年2月3日

◎世田谷区告示第72号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和7年2月3日

世田谷区長 保坂展人 別紙省略

◎世田谷区告示第73号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和7年2月3日

世田谷区長 保坂展人 別紙省略

◎世田谷区告示第74号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和7年2月3日

世田谷区長 保坂展人 別紙省略

◎世田谷区告示第75号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年2月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地 (1) 名称 世田谷区商店街振興組合連合会 (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂二丁目16番7号世田谷産業プラザ
2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等 寄附金
3 指定納付受託者の指定をした日 令和7年2月3日

◎世田谷区告示第76号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和7年2月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 54-7
2 供用開始の区間 世田谷区若林四丁目252番25から252番20まで
3 供用開始の区域 延長 18.49メートル 幅員 0.82メートルから 0.86メートルまで 面積 15.60平方メートル
4 供用開始の期日 令和7年2月4日

◎世田谷区告示第77号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第6条の2の規定に基づき、区管理道路線の供用を次のように開始する。

この関係図面は、令和7年2月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 21-G252
2 供用開始の区間 世田谷区若林四丁目252番19
3 供用開始の区域 延長 20.77メートル 幅員 0.67メートルから 0.74メートルまで 面積 14.67平方メートル
4 供用開始の期日 令和7年2月4日

◎世田谷区告示第78号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和7年2月4日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区公報

1 事業所の名称	ふくろうの家杉 並下高井戸
2 事業所の所在地	東京都杉並区下 高井戸三丁目32 番5号
3 事業者の名称	株式会社いちし んウエルフェア
4 廃止届受理年月日	令和7年1月27 日
5 サービスの種類	地域密着型通所 介護

◎世田谷区告示第79号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和7年2月4日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第80号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和7年2月5日

世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称	t o o c o d a
2 事業所の所在地	東京都世田 谷区代田六 丁目16番15 号1F
3 申請者の名称	株式会社M e l o d i n e s t
4 指定年月日	令和7年2 月1日
5 障害児通所支援の種類	児童発達支 援・放課後 等デイサー ビス

◎世田谷区告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年2月5日

世田谷区長 保坂展人

1 指定納付受託者の名称及び所在地	
(1) 名称	株式会社日本決済情報 センター
(2) 所在地	東京都港区虎ノ門三丁 目8番27号
2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	施設利用料
3 指定納付受託者の指定をした日	令和7年2月5日

◎世田谷区告示第82号

令和7年第1回世田谷区議会臨時会を下記により招集する。

令和7年2月6日
世田谷区長 保坂展人
記

- 招集する年月日 令和7年2月7日（金）午後1時
- 招集する場所 世田谷区議会議場
- 案 件
 - 議 案
令和6年度世田谷区一般会計補正予算（第6次）
 - 専 決
専決処分の承認（令和6年度世田谷区一般会計補正予算（第5次））
 - 報 告
議会の委任による専決処分の報告（自転車事故に係る損害賠償額の決定）
議会の委任による専決処分の報告（世田谷区立瀬田小学校改築工事）
議会の委任による専決処分の報告（世田谷区立瀬田小学校改築電気設備工事）
議会の委任による専決処分の報告（世田谷区立瀬田小学校改築空気調和設備工事）
議会の委任による専決処分の報告（世田谷区立瀬田小学校改築給排水衛生設備工事）
議会の委任による専決処分の報告（世田谷区立玉川野毛町公園第1期改修工事）
議会の委任による専決処分の報告（補助第216号線4号橋整備工事（下部工））
議会の委任による専決処分の報告（塀損傷事故に係る損害賠償額の決定）
議会の委任による専決処分の報告（家屋損傷事故に係る損害賠償額の決定）
議会の委任による専決処分の報告（自動車汚損事故に係る損害賠償額の決定）
議会の委任による専決処分の報告（保健用消耗品の購入代金の支払遅延に係る損害賠償額の決定）
議会の委任による専決処分の報告（ワックスがけ作業の委託料の支払遅延に係る損害賠償額の決定）
議会の委任による専決処分の報告（カーテン等設置作業の委託料の支払遅延に係る損害賠償額の決定）
議会の委任による専決処分の報告（スピーカーの修繕代金の支払遅延に係る損害賠償額の決定）
議会の委任による専決処分の報告（証明写真の購入代金の支払遅延に係る損害賠償額の決定）
議会の委任による専決処分の報告（郵券の購入代金の支払遅延

に係る損害賠償額の決定）
議会の委任による専決処分の報告（洗濯機ホースの修繕代金の支払遅延に係る損害賠償額の決定）
議会の委任による専決処分の報告（ポータブルスピーカーの購入代金の支払遅延に係る損害賠償額の決定）
議会の委任による専決処分の報告（ガス料金の支払遅延に係る損害賠償額の決定）
議会の委任による専決処分の報告（損害賠償請求事件に係る和解）
令和6年10月分例月出納検査の結果について
令和6年11月分例月出納検査の結果について
令和6年12月分例月出納検査の結果について
令和6年度定期監査の結果について

◎世田谷区告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年2月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月7日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号
28-1
- 変更の区間
世田谷区上馬二丁目9番10地先無番から9番6地先無番まで
- 変更の区域
延長 10.19メートル
幅員 1.06メートルから
1.07メートルまで
面積 10.89平方メートル
- 供用開始の期日
令和7年2月7日

◎世田谷区告示第84号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和7年2月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月7日

世田谷区長 保坂展人

- 指定番号
12-G026
- 一部を廃止する起終点
(旧) 世田谷区上馬二丁目9番10地先無番から9番14地先無番まで
(新) 世田谷区上馬二丁目9番1地先無番から9番14地先無番まで
- 廃止の期日

<p>令和7年2月7日</p> <p>◎世田谷区告示第85号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年2月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和7年2月7日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 33-54</p> <p>2 変更の区間 世田谷区下馬六丁目47番23の内</p> <p>3 変更の区域 延長 7.31メートル 幅員 0.18メートル 面積 1.31平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和7年2月7日</p>	<p>15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和7年2月10日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区上祖師谷四丁目1142番2</p> <p>3 変更の区域 延長 9.27メートル 幅員 0.63メートルから 0.64メートルまで 面積 5.93平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和7年2月10日</p>	<p>令和7年2月10日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区上馬一丁目570番3の内</p> <p>3 変更の区域 延長 6.82メートル 幅員 0.22メートルから 0.24メートルまで 面積 1.59平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和7年2月10日</p>
<p>◎世田谷区告示第86号 令和7年2月7日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。</p> <p>令和7年2月7日 世田谷区長 保坂展人 令和6年度世田谷区一般会計補正予算(第6次) 別添省略</p>	<p>◎世田谷区告示第89号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年2月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和7年2月10日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区経堂二丁目284番19から284番15の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 17.00メートル 幅員 0.62メートルから 0.65メートルまで 面積 11.10平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和7年2月10日</p>	<p>◎世田谷区告示第92号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。 この関係図面は、令和7年2月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和7年2月10日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 供用開始の区間 世田谷区上馬一丁目567番10の内</p> <p>3 供用開始の区域 延長 0.05メートル 幅員 0.24メートルまで 面積 0.01平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和7年2月10日</p>
<p>◎世田谷区告示第87号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年2月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和7年2月10日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 (1) 28-1 (2) 55-1</p> <p>2 変更の区間 (1) 世田谷区松原四丁目1050番7の内から1053番9の内まで (2) 世田谷区松原四丁目1053番9の内</p> <p>3 変更の区域 (1) 延長 19.18メートル 幅員 0.56メートルから 0.65メートルまで 面積 14.41平方メートル (2) 延長 11.50メートル 幅員 0.01メートルから 0.05メートルまで 面積 0.38平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和7年2月10日</p>	<p>◎世田谷区告示第90号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年2月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和7年2月10日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区太子堂二丁目342番1の内から342番16まで</p> <p>3 変更の区域 延長 22.30メートル 幅員 0.63メートル 面積 14.18平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和7年2月10日</p>	<p>◎世田谷区告示第93号 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第58条の6第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。</p> <p>令和7年2月10日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>
<p>◎世田谷区告示第88号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年2月10日から</p>	<p>◎世田谷区告示第91号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年2月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p>	<p>◎世田谷区告示第94号 令和7年第1回世田谷区議会定例会を下記により招集する。</p> <p>令和7年2月10日 世田谷区長 保坂展人 記</p> <p>1 招集する年月日 令和7年2月19日(水)午後1時</p> <p>2 招集する場所 世田谷区議会議場</p>
		<p>◎世田谷区告示第95号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年2月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和7年2月12日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号</p>

世田谷区公報

28-1
 2 変更の区間
 世田谷区奥沢四丁目49番1の内
 3 変更の区域
 延長 16.07メートル
 幅員 0.63メートル
 面積 10.27平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和7年2月12日

◎世田谷区告示第96号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和7年2月12日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第97号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和7年2月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
32-D391-07
- 2 変更の区間
世田谷区上馬三丁目873番24から873番1まで
- 3 変更の区域
延長 11.97メートル
幅員 0.59メートルから
0.61メートルまで
面積 7.20平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年2月14日

◎世田谷区告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年2月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区奥沢一丁目169番1の内
- 3 変更の区域
延長 8.30メートル
幅員 0.18メートル
面積 1.50平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年2月14日

◎世田谷区告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次の

ように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和7年2月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区等々力五丁目19番42の内から19番44の内まで
- 3 変更の区域
延長 14.66メートル
幅員 1.27メートル
面積 18.64平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年2月14日

◎世田谷区告示第100号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和7年2月14日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年2月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区船橋三丁目382番5の内
- 3 変更の区域
延長 13.71メートル
幅員 0.86メートルから
1.14メートルまで
面積 13.52平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年2月18日

◎世田谷区告示第102号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和7年2月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
21-D421-05
- 2 変更の区間
世田谷区松原四丁目1088番7の内
- 3 変更の区域
延長 8.80メートル
幅員 0.19メートルから

0.23メートルまで
 面積 2.89平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和7年2月18日

◎世田谷区告示第103号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和7年2月18日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年2月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
31-4
- 2 変更の区間
世田谷区豪徳寺一丁目2027番3の内
- 3 変更の区域
延長 12.63メートル
幅員 0.08メートル
面積 2.13平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年2月19日

◎世田谷区告示第105号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和7年2月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
イコール世田谷ケアマネセンター
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区世田谷四丁目1番1号
- 3 事業者の名称
株式会社イコール
- 4 指定年月日
令和7年3月1日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第106号

令和6年4月1日世田谷区告示第233号の一部を次のように訂正する。

令和7年2月21日

世田谷区長 保坂展人

本則中 「3 委託した日」 を
 令和6年4月1日」

「3 委託した日
 令和6年4月1日
 に訂正する。

4 指定した日
 令和6年4月1日」
 別紙中「東京都世田谷区粕谷4丁目13番18号アネックス一杉」を「東京都世田谷区粕谷3丁目30番15号」に、「東京都世田谷区経堂2丁目1番33号」を「神奈川県川崎市

麻生区万福寺3丁目1番2号」に、「東京都世田谷区上北沢1丁目6番地12号」を「東京都世田谷区桜上水2丁目25番6号」に訂正する。

◎世田谷区告示第107号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年2月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区船橋三丁目215番10の内から214番19の内まで
- 3 変更の区域
延長 10.51メートル
幅員 0.07メートルから
0.09メートルまで
面積 0.87平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年2月21日

◎世田谷区告示第108号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年2月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区赤堤二丁目25番23の内から25番18の内まで
- 3 変更の区域
延長 14.55メートル
幅員 0.79メートルから
0.88メートルまで
面積 12.24平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年2月21日

◎世田谷区告示第109号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年2月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区岡本三丁目350番6
- 3 変更の区域
延長 8.48メートル
幅員 0.99メートルから
1.00メートルまで

面積 8.47平方メートル
4 供用開始の期日
令和7年2月21日

◎世田谷区告示第110号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第5条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和7年2月21日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名
特別区道
- 2 指定区間
世田谷区松原五丁目22番先から世田谷区松原五丁目11番先まで
- 3 指定年月日
令和7年2月21日

◎世田谷区告示第111号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和7年2月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
デイサービスのいのち
- 2 事業所の所在地
東京都渋谷区富ヶ谷一丁目34番8号1階
- 3 事業者の名称
特定非営利活動法人いのち
- 4 廃止届受理年月日
令和7年2月14日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第112号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和7年2月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 供用開始の区間
世田谷区北烏山七丁目2266番58
- 3 供用開始の区域
延長 9.27メートル
幅員 0.71メートルから
0.74メートルまで
面積 6.99平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年2月25日

◎世田谷区告示第113号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年2月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区成城三丁目1237番2の内
- 3 変更の区域
延長 8.97メートル
幅員 0.63メートル
面積 5.68平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年2月25日

◎世田谷区告示第114号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年2月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区玉川台二丁目194番9
- 3 変更の区域
面積 0.60平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年2月25日

◎世田谷区告示第115号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年2月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
45-13
- 2 変更の区間
世田谷区桜上水二丁目624番63
- 3 変更の区域
延長 2.69メートル
幅員 0.98メートル
面積 2.66平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年2月25日

◎世田谷区告示第116号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和7年2月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
デイ・ホームた

世田谷区公報

<p>まがわ 2 事業所の所在地 東京都世田谷区野毛二丁目4番4号 3 事業者の名称 社会福祉法人老後を幸せにする会 4 廃止届受理年月日 令和7年2月12日 5 サービスの種類 地域密着型通所介護</p>	<p>3 変更の区域 延長 2.53メートル 幅員 0.58メートルから0.59メートルまで 面積 1.49平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年2月26日</p>	<p>(旧) 世田谷区梅丘二丁目1364番17地先無番から1364番17地先無番まで (新) 世田谷区梅丘二丁目1364番36地先無番 3 廃止の期日 令和7年2月27日</p>
<p>◎世田谷区告示第117号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年2月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年2月26日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区奥沢二丁目460番1の内 3 変更の区域 延長 9.70メートル 幅員 0.18メートル 面積 1.78平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年2月26日</p>	<p>◎世田谷区告示第120号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年2月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年2月26日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 (1) 28-1 (2) 28-1 2 変更の区間 (1) 世田谷区駒沢二丁目980番28の内から980番27まで (2) 世田谷区駒沢二丁目980番28の内 3 変更の区域 (1) 延長 8.76メートル 幅員 0.18メートル 面積 2.86平方メートル (2) 延長 10.86メートル 幅員 0.46メートルから0.63メートルまで 面積 6.81平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年2月26日</p>	<p>◎世田谷区告示第123号 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり公示する。 令和7年2月27日 世田谷区長 保坂展人 1 指定年月日 令和7年2月27日 2 指定区間 世田谷区成城六丁目6番から15番先まで 3 指定区域 延長 312.01メートル 幅員 11.37メートルから11.78メートル</p>
<p>◎世田谷区告示第118号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年2月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年2月26日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区若林一丁目12番98の内 3 変更の区域 延長 5.71メートル 幅員 0.71メートル 面積 4.08平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年2月26日</p>	<p>◎世田谷区告示第121号 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。 令和7年2月26日 世田谷区長 保坂展人 1 事業所の名称 看多機かえりえ上北沢 2 事業所の所在地 東京都世田谷区上北沢三丁目32番13号 3 事業者の名称 株式会社やさしい手 4 指定年月日 令和7年3月1日 5 サービスの種類 看護小規模多機能型居宅介護</p>	<p>◎世田谷区告示第124号 世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。 令和7年2月27日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>
<p>◎世田谷区告示第119号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年2月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年2月26日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 58-1 2 変更の区間 世田谷区上祖師谷四丁目1125番9の内</p>	<p>◎世田谷区告示第122号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。 この関係図面は、令和7年2月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年2月27日 世田谷区長 保坂展人 1 指定番号 21-G026 2 一部を廃止する起終点</p>	<p>◎世田谷区告示第125号 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。 令和7年2月27日 世田谷区長 保坂展人 1 事業所の名称 グリーンメディ デイサービスセンター明大前 2 事業所の所在地 東京都杉並区和泉二丁目5番60号 3 事業者の名称 株式会社ライフタイムメディ 4 廃止届受理年月日 令和7年2月3日 5 サービスの種類 地域密着型通所介護</p>
		<p>◎世田谷区告示第126号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年2月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年2月28日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号</p>

28-1
 2 変更の区間
 世田谷区玉堤二丁目2694番38
 3 変更の区域
 面積 0.99平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和7年2月28日

◎世田谷区告示第127号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年2月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
63-15
- 2 変更の区間
世田谷区上祖師谷二丁目328番44
- 3 変更の区域
延長 8.26メートル
幅員 0.75メートル
面積 6.42平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年2月28日

◎世田谷区告示第128号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年2月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区北沢五丁目847番13の内
(2) 世田谷区北沢五丁目847番13の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 6.56メートル
幅員 0.00メートルから
0.15メートルまで
面積 0.77平方メートル
(2) 延長 13.43メートル
幅員 0.61メートルから
0.62メートルまで
面積 9.55平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年2月28日

◎世田谷区告示第129号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年2月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区北沢五丁目788番8の内
3 変更の区域
延長 9.62メートル
幅員 0.99メートルから
1.09メートルまで
面積 10.02平方メートル
4 供用開始の期日
令和7年2月28日

公 告

◎世田谷区公告第7号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年2月3日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 宇奈根三丁目 253番2 253番8 253番9 253番20 253番23の一部 253番25の一部 255番1 255番6	東京都豊島区 池袋二丁目38番7号 加藤ビル2F 株式会社ハウジング ウエスト 代表取締役 駒木 知彦

◎世田谷区公告第8号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和7年2月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画緑地第105号粕谷四丁目緑地
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区粕谷四丁目地内
- 3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課及び世田谷区みどり33推進担当部公園整備活用推進課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 4 縦覧期間
令和7年2月14日から同月27日まで
- 5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画

課

◎世田谷区公告第9号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和7年2月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画地区計画上用賀四丁目地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区上用賀四丁目及び上用賀六丁目各地内
- 3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 4 縦覧期間
令和7年2月14日から同月27日まで
- 5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第10号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第14条第1項の規定により、地区街づくり計画の案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。

なお、その案に係る区域内の地区住民等は、縦覧期間満了の日までに、本地区街づくり計画の案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和7年2月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称
世田谷区上用賀四丁目地区地区街づくり計画
- 2 地区街づくり計画を策定する土地の位置及び区域
世田谷区上用賀四丁目及び上用賀六丁目各地内
- 3 地区街づくり計画の案の縦覧場所
世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所各街づくり課並びに世田谷区都市整備政策部都市計画課
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間
令和7年2月14日から同月27日まで
- 5 意見書の提出先
世田谷区玉川総合支所街づくり課

世田谷区公報

◎世田谷区公告第11号

開発行為に関する工事の完了公告
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
 令和7年2月14日
 世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区祖師谷六丁目778番4 778番16 778番17 778番18 778番19 778番20 779番1 779番20 779番21 779番22	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 野村不動産株式会社 代表取締役 松尾大作

◎世田谷区公告第12号

開発行為に関する工事の完了公告
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
 令和7年2月17日
 世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区千歳台二丁目223番1の一部 779番1の一部 779番7 779番8 779番11 779番13 779番22 779番23 779番24 779番25 779番26 779番27 779番28 779番29 779番30 779番31 779番32 779番33 779番34 779番35 779番36	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 野村不動産株式会社 代表取締役 松尾大作

◎世田谷区公告第13号

世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第9項第3項において準用する同条例第9条第1項の規定により、都市整備方針の変更の案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。
 なお、同条例第3条第3号に規定する区

民等は、縦覧期間満了の日までに、都市整備方針の変更の案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。
 令和7年2月18日
 世田谷区長 保坂展人

- 都市整備方針の名称
世田谷区都市整備方針「第二部」地域整備方針（後期）」
- 都市整備方針の変更の案の縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 縦覧期間及び意見書の提出期間
令和7年2月18日から同年3月3日まで
- 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課

◎世田谷区公告第14号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
 また、同法第66条の規定により公告すべき事項も併せて公告する。
 令和7年2月19日
 世田谷区長 保坂展人

- 都市計画事業の種類及び名称
東京都市計画公園事業第4・4・6号二子玉川公園
- 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課
- 施行者の名称
世田谷区
- 事務所の所在地
世田谷区世田谷四丁目21番27号
- 事業地の所在
収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

◎世田谷区公告第15号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
 また、同法第66条の規定により公告すべき事項も併せて公告する。
 令和7年2月20日
 世田谷区長 保坂展人

- 都市計画事業の種類及び名称
東京都市計画緑地事業第73号大蔵緑地
- 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

- 施行者の名称
世田谷区
- 事務所の所在地
世田谷区世田谷四丁目21番27号
- 事業地の所在
収用の部分
変更なし
使用の部分
なし

◎世田谷区公告第16号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
 また、同法第66条の規定により公告すべき事項も併せて公告する。
 令和7年2月20日
 世田谷区長 保坂展人

- 都市計画事業の種類及び名称
東京都市計画公園事業第9・6・5号砧公園
- 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課
- 施行者の名称
世田谷区
- 事務所の所在地
世田谷区世田谷四丁目21番27号
- 事業地の所在
収用の部分
変更なし
使用の部分
なし

◎世田谷区公告第17号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
 また、同法第66条の規定により公告すべき事項も併せて公告する。
 令和7年2月20日
 世田谷区長 保坂展人

- 都市計画事業の種類及び名称
東京都市計画緑地事業第64号成城みつ池緑地
- 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課
- 施行者の名称
世田谷区
- 事務所の所在地
世田谷区世田谷四丁目21番27号
- 事業地の所在
収用の部分
変更なし
使用の部分
なし

◎世田谷区公告第18号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2

項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

また、同法第66条の規定により公告すべき事項も併せて公告する。

令和7年2月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画事業の種類及び名称
東京都都市計画緑地事業第64号成城みつ池緑地
- 2 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課
- 3 施行者の名称
世田谷区
- 4 事務所の所在地
世田谷区世田谷四丁目21番27号
- 5 事業地の所在
収用の部分
世田谷区成城四丁目地内
使用の部分
なし

◎世田谷区公告第19号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による都市計画事業の関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

また、同法第66条の規定により公告すべき事項も併せて公告する。

令和7年2月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画事業の種類及び名称
東京都都市計画公園事業世田谷第1号下代田公園
- 2 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課
- 3 施行者の名称
世田谷区
- 4 事務所の所在地
世田谷区世田谷四丁目21番27号
- 5 事業地の所在
収用の部分
世田谷区代沢三丁目及び代沢四丁目地内
使用の部分
なし

◎世田谷区公告第20号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年2月26日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区等々力八丁目81番15の一部	東京都世田谷区等々力八丁目8番19号 高橋 義雄

規 則 (教)

次に掲げる規則を公布する。

令和7年2月14日

世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第1号

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則(令和元年10月世田谷区教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

学級経営支援教員	<ul style="list-style-type: none"> 1 区立小学校における教員の学級経営に係る巡回指導に関すること。 2 区立小学校における児童の授業等の指導、進路指導、生活指導その他の教育に係る指導に関すること。 3 区立小学校における一時的な欠員代替業務に関すること。 4 前3号に掲げるもののほか、委員会が区立小学校における教員の学級経営の支援の必要があると認めたこと。
三宿中学校夜間学級支援教員	区立三宿中学校における夜間学級業務の支援に関すること

別表第2に次のように加える。

学級経営支援教員	別表第1に掲げる学級経営支援教員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
三宿中学校夜間学級支援教員	別表第1に掲げる三宿中学校夜間学級支援教員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。

令和7年2月28日

世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第2号

世田谷区立図書館館則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第3号

世田谷区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第4号

世田谷区立学校施設の開放に関する規則

の一部を改正する規則

世田谷区立図書館館則の一部を改正する規則

世田谷区立図書館館則(昭和57年6月世田谷区教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「午前10時」を「午前9時」に改める。

附 則

この規則は、令和7年5月22日から施行する。

世田谷区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立学校施設使用条例施行規則(昭和52年4月世田谷区教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2校庭の部夜間照明(小学校)の項中「880円」を「1,120円」に改め、同部夜間照明(中学校)の項中「1,320円」を「1,690円」に改め、同表庭球場の部夜間照明の項中「660円」を「840円」に改め、同表小ホールの部照明器具の項中「150円」を「190円」に、「100円」を「120円」に、「750円」を「960円」に改め、同部ピアノの項中「1,000円」を「1,280円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第2の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

世田谷区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区立学校施設の開放に関する規則(昭和53年11月世田谷区教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表3の部体育館(池尻小学校東側体育館を除く。)の項中「(池尻小学校東側体育館を除く。)」を削り、同部池尻小学校東側体育館の項を削り、同表6の部教室(池尻小学校東側体育館内音楽室、多目的室及び会議室を除く。)の項中「(池尻小学校東側体育館内音楽室、多目的室及び会議室を除く。)」を削り、同部池尻小学校東側体育館内音楽室、多目的室及び会議室の項を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示 (教)

◎世田谷区教育委員会告示第1号

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程(令和2年4月1日世田谷区教育委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

令和7年2月14日

世田谷区教育委員会

本則の表備考以外の部分に次のように加える。

学級経営支援教員	月額	166,425円	33,285円	199,710円
三宿中学校夜間学級支援教員	月額	200,788円	40,157円	240,945円

附 則
この規程は、令和7年4月1日から施行する。

告 示（選）

◎世田谷区選挙管理委員会告示第1号
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により令和7年3月1日現在における選挙人名簿の登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。
令和7年2月14日
世田谷区選挙管理委員会
登録を行う日 令和7年3月3日

告 示（農）

◎世田谷区農業委員会告示第2号
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき、第19回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。
令和7年2月21日
世田谷区農業委員会会長
穴 戸 幸 男
1 開催日時 令和7年2月28日（金）
午後4時00分
2 開催場所 三軒茶屋しゃれなあどホール スワン・ビーナス
3 審議事項
(1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
(2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
(3) 第3号議案 その他の事項について

告 示（監）

◎世田谷区監査委員告示第2号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第3項及び第199条第6項の規定により実施した職員の賠償責任及び長の要求監査結果報告書を、公表する。
令和7年2月10日
世田谷区監査委員 田 中 文 子
同 市 川 穰
同 下 山 芳 男
同 高 橋 昭 彦

目次

第1 請求の受付	2
1 請求人	2
2 請求書の提出	2
3 請求の主旨	2
4 関係者	2
5 請求書の受理	2
6 監査の実施方法	3
第2 監査の実施	3
1 監査の対象事項	3
2 監査の対象範囲	3
3 監査	3
第3 事実関係	7
1 生活保護費の一般的取扱い	7
2 X生活支援課での生活保護費の取扱い	8
3 本件亡失の事実経過	9
第4 監査の結果	13
1 法第 243 条の 2 の 8 に基づく賠償責任及び賠償額等について	13
2 民法上の賠償請求について	17
3 生活保護事務にかかる改善勧告	19
第5 意見	23
1 執務体制について	23
2 資金前渡以外の現金の縮減について	23
3 執務環境について	24
4 監察体制について	25
別紙 地方自治法第 243 条の 2 の 8 及び第 199 条の規定に基づく職員の賠償責任に係る監査等について	27

職員の賠償責任及び長の要求監査結果報告書

(生活保護費の亡失に関する件)

令和 7 年 2 月

世田谷区監査委員

第1 請求の受付

1 請求人

世田谷区長 保坂展人

2 請求書の提出

令和6年9月19日(6世総第358号)

3 請求の主旨

請求人が提出した、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2の8及び第199条の規定に基づく職員賠償責任に係る監査等について(以下「本件請求」という。)は以下のとおりである。

X総合支所保健福祉センター生活支援課(以下「X生活支援課」という。)において、令和5年10月分から令和6年1月分の4か月分の窓口払い用の生活保護費を、家賃支払いの上で残金を預かり金として事務室内の手提げ金庫に保管していたところ、令和6年1月31日にその現金304,370円の入ったメッセージケースの所在が確認できないこと(以下「本件亡失」という。)が判明した。

これにより、世田谷区に損害を与えたと認められるので、法第243条の2の8第3項及び法第199条第6項の規定に基づき、その事実を監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求める。

4 関係者

本件亡失の関係者は以下のとおりである。

(1) 関係職員

- X生活支援課管理係 B係長
- X生活支援課管理係 C係員
- X生活支援課管理係 D係員
- 教育政策・生涯学習部 E係員
- (令和2年4月1日から令和6年3月31日までX生活支援課管理係所属)
- X生活支援課保護・自立促進担当 F係長

(2) 管理監督者

X総合支所保健福祉センター A所長(生活支援課長事務取扱)

5 請求書の受理

本件請求は、法第243条の2の8及び法第199条の所定の要件を具備しているものと認められ、令和6年9月19日付けで、これを受理した。

6 監査の実施方法

(1) 事務局による監査

監査対象事項について、監査資料等による調査、検証を行うとともに、必要に応じて関係職員等から事情聴取を行う。

(2) 監査委員による監査

監査対象事項について、監査資料等による審査を行うとともに、必要に応じて関係職員等から事情聴取を行う。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

(1) 本件請求の各財務会計職員(法第243条の2の8第3項により監査を求めめる職員)が、法第243条の2の8第1項の規定する行為により、世田谷区に損害を与えたと認められるか。

(2) 本件請求の各財務会計職員の賠償責任の有無及びその賠償額の決定

(3) 本件請求の非財務会計職員(法第199条第6項により監査を求めめる職員)が、その職務に違反して世田谷区に損害を与えたと認められるか。

(4) 本件請求の非財務会計職員の賠償責任の有無及びその賠償額

2 監査の対象範囲

本件は、手提げ金庫に保管していた窓口払い用の生活保護費に関して、令和6年1月31日に亡失が確認されたことに伴う職員の賠償責任の監査請求であり、X生活支援課における令和5年度の生活保護事務に係る事項を監査対象とした。

3 監査

(1) 本件亡失に関係する職務等と職員及び組織の関係

監査結果を報告するにあたり、本件亡失が発生したX生活支援課における、職務等と職員及び組織の関係について説明しておく。

①職務等と職員

ア 資金前渡受者

法令・規則等により定められた場合に、公金の前渡を受けることができる者であり、課長がこれに該当し(世田谷区会計事務規則(昭和40年3月世田谷区規則第9号。以下「会計事務規則」という。)第80条第1項)A所長が充てられていた。

イ 金銭出納員

会計管理者の事務を補助させるための出納員を言い(法第171条)、区長がこれを命ずるものとされている(会計事務規則第7条)。B係長

が任命されていた。また、世田谷区金庫管理要領（以下「金庫管理要領」という。）第 4 条第 3 項に基づく金庫管理者である。

ウ 現金取扱員

会計管理者の事務を補助させるための会計職員を言い（法第 171 条）、区長がこれを置くことができる（会計事務規則第 8 条）。C 係員、D 係員、E 係員が任命されていた。

エ 福祉事務所長

福祉に関する事務所¹の長であり（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 15 条）、世田谷区では、保健福祉センター所長は、福祉事務所長を兼ねる（世田谷区総合支所処務規程（平成 11 年 3 月世田谷区訓令甲第 3 号。以下「支所処務規程」という。）第 3 条）とされており、A 所長が充てられていた。

オ 指導監督を行う所員（査察指導員）

福祉に関する事務所において、現業を行う所員の指導監督を行う所員である（社会福祉法第 15 条）。世田谷区では、生活支援課が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく援護を行い（支所処務規程第 9 条）保護・自立促進担当係長（以下「査察指導員」という。）が、その指導監督を行うとしており、F 係長他 2 名が充てられていた。

カ 現業を行う所員（ケースワーカー）

福祉に関する事務所において、現業を行う所員をいう（社会福祉法第 15 条）。世田谷区では、生活支援課が生活保護法に基づく援護を行い（支所処務規程第 9 条）保護・自立促進職員が、その実務を行うとして

②組織と職員の関係

ア X 生活支援課管理係（以下「管理係」という。）

支所処務規程により、課の経理に関することを担当しており、前渡金の管理の業務を担当している。管理係長（金銭出納員）と、現金取扱員が管理係に所属している。

イ X 生活支援課保護・自立促進（以下「保護・自立促進」という。）

支所処務規程により、生活保護法に基づく援護の実施に関することを担当しており、査察指導員とケースワーカーが保護・自立促進に所属している。

(2) 事務局による監査

X 生活支援課の生活保護事務に関する書類等に基づき調査、検証を行う

¹ 社会福祉法第 14 条では、特別区は条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならないとされている。世田谷区では、5 か所の福祉事務所を設置している（世田谷区の福祉に関する事務所設置条例（昭和 40 年 3 月世田谷区条例第 5 号）第 1 条、第 2 条）。

とともに、関係職員等から事情聴取を行った。

①第 1 回（現地確認）

ア 日 時 令和 6 年 10 月 2 日（水）午後 1 時から午後 3 時まで
イ 場 所 X 生活支援課（執務室や金庫、窓口払いの状況等確認）

②第 2 回（事情聴取・帳票等調査）

ア 日 時 令和 6 年 10 月 8 日（火）午後 2 時から午後 5 時まで
イ 場 所 X 総合支所会議室
ウ 対象者 D 係員、B 係長、F 係長

③第 3 回（事情聴取）

ア 日 時 令和 6 年 10 月 10 日（木）午前 9 時から午前 10 時 30 分まで
イ 場 所 監査委員室

ウ 対象者 A 所長

④第 4 回（事情聴取）

ア 日 時 令和 6 年 10 月 24 日（木）午後 2 時 30 分から午後 5 時まで
イ 場 所 X 総合支所会議室

ウ 対象者 C 係員、F 係長

(3) 監査委員による監査

X 生活支援課の生活保護事務に関する書類等に基づき、関係職員等からの事情聴取及び事務所内の確認を行った。なお、第 1 回は監査委員全員、第 2 回、第 3 回は代表監査委員が聴取した。

①第 1 回（現地確認・事情聴取）

ア 日 時 令和 6 年 10 月 29 日（火）午後 1 時から午後 4 時 30 分まで
イ 場 所 X 生活支援課（執務室や金庫等の状況確認）

X 区民センター 会議室（事情聴取）

ウ 対象者 A 所長、B 係長、C 係員、D 係員、F 係長、

②第 2 回（事情聴取）

ア 日 時 令和 6 年 11 月 15 日（金）午前 9 時から午前 11 時まで
イ 場 所 X 総合支所会議室

ウ 対象者 A 所長

③第 3 回（事情聴取）

ア 日 時 令和 6 年 12 月 4 日（水）午前 9 時から午前 11 時まで
イ 場 所 X 総合支所会議室

ウ 対象者 A 所長、F 係長

このほか、X 生活支援課保護・自立促進職員にも、生活保護費の支払や死亡が発覚した際の状況等について、事情を聴取した。

※関係者として世田谷区から提示された、E 係員については、体調不良のため、事情聴取を行わなかった。

(4) 監査委員の交替

本件監査の途中において、令和6年11月30日付けで中根秀樹監査委員が退任し、後任として同年12月1日付けで市川穰監査委員が就任し、監査を実施した。

第3 事実関係

1 生活保護費の一般的取扱い

世田谷区では、平素、銀行振込によらない生活保護費の支払い、及び現金の保管は以下のように行っている。このような運用は、会計事務規則、金庫管理要領及び総合支所保健福祉センター生活支援課の制定した「生活保護費等支払い・現金・金庫管理取扱いマニュアル」(以下「管理マニュアル」という。)に適合するものである。

(1) 現金の取扱い

①世田谷区では、生活保護費として支払われる現金について、生活支援課長から会計管理者に、毎月月初の生活保護費の支払(定例払い)に合わせて前渡金申請を行うことにより、会計管理者より、生活支援課長の銀行口座(以下「前渡金口座」という。)に生活保護費が入金される。そして、管理係職員が、定例払い当日に前渡金口座に入金された現金の引出しを行う。管理係職員は引き出した現金より、現金書留送付分はこれを発送し、支所の窓口支払い分を金銭管理登録機に入れる。ケースワーカーからの要請に応じて、管理係職員が金銭管理登録機より払い出しを行い、現金及び被保護者氏名が印字された領収書をケースワーカーに渡し、ケースワーカーが被保護者に支払い、被保護者が押印又はフルネームで署名した領収書を徴取される。

②生活保護費の定例払い締切時刻までに、被保護者が生活保護費の受け取りに來なかつた場合には、管理係職員が生活保護費として支払われた金額と、残現金の確認を行い、金銭管理登録機と設置型の金庫内にある1万円札と併せて金融機関のATMから前渡金口座とは別の口座(以下「定例払い口座」という。)に入金し、1万円札以外の現金は設置型の金庫で保管する。③月初の定例払い以降に生活保護費を支給する場合は、管理係職員が、定例払い口座から1万円札を引き出し、金銭管理登録機に入れ、定例払いと同様に被保護者に支払い、被保護者が押印又はフルネームで署名した領収書を徴取する。

④管理係職員は、月に1回(通常、次回支払日までに行う)、被保護者に支払われた生活保護費の被保護者の記名・押印済領収書等の証拠書類を揃え、受領していた前渡金のうち、前渡金口座、定例払い口座及び金庫内の残金を会計管理者に返納するという「精算」を行う。

(2) 金庫の取扱い

①金庫管理要領では、金庫管理者は、金銭出納員をもって充てることとし、金庫の保全、鍵の保管、保管金品の出納及び保管その他金庫の管理について適正確実にその事務を行うものとする、とされている。

②設置型の金庫内には、1万円札以外の現金、郵券等の金券類、公印等のほか、生活保護費を管理する手提げ金庫(以下「手提げ金庫」という。)とその他の事務費用を個別に管理するための生活保護費用とは別の手提げ金庫が保管されている。

③手提げ金庫は鍵もしくはダイヤル等で施錠が可能で、被保護者からの遺留金や預かり金等の金品等(以下「預かり金」という。)をやむを得ない事情がある場合に保管(事務管理)する。被保護者から金品を預かる際は、担当ケースワーカーと査察指導員もしくは複数職員のもとで行い、被保護者毎にケースワーカーが「被保護者預かり金品管理簿」(以下「管理簿」という。)を作成し、査察指導員が管理簿の内容と金品の確認を行う。決裁し管理係長に回付する。管理係長は再度管理簿と金品等に相違がないか確認し決裁後、生活支援課長が決裁する。管理簿は査察指導員が管理する。

④手提げ金庫はケースワーカーからの手提げ金庫利用の求めに応じて、管理係職員が手提げ金庫を開錠する。手提げ金庫内の金品等の出し入れを行う場合は、査察指導員もしくは複数のケースワーカー立会いのもとで出し入れを行い、その内容をケースワーカーが管理簿に追記し、作成時と同様に、査察指導員、管理係長による金品との確認・決裁後、生活支援課長の決裁を受ける。

2 X生活支援課での生活保護費の取扱い

他方で、本件亡失当時、X生活支援課では、以下のような取扱いがなされていた。

(1) 現金の取扱い

定例払いについては、上記1(1)①、②の通りに行われていた。

定例払い以降については、月・水・金曜日を、原則支払いを実施する日とし、朝、管理係職員が、ATMから必要な現金を引き出し、金銭管理登録機にセットする。生活保護費を払い出す際には、担当ケースワーカーが該当者の窓口払い用封筒を取り出し、管理係職員から現金を受け取り、被保護者に渡すとともに領収書を徴収する。

火・木曜日については、事前に連絡をもらった場合は、月・水・金曜日に現金をATMから引き出して準備し対応するが、急な来所の場合は、基本的に支払いに対応していないため再度来所するよう案内をする。しかし、緊急の事情がある場合などは、ATMに引き出しに行って対応することもある。

(2) 金庫の取扱い

手提げ金庫は毎朝設置型の金庫から管理係職員によって取り出され、設置型の金庫と同じキャッシュネット内に置かれ、終業時に設置型の金庫に戻さ

れる。手提げ金庫内には、現金等が被保護者毎に透明な通帳が入るサイズのメッシュケースに小分けにされて保管されている。キャッシュネットは常時施錠されており、ケースワーカーからの手提げ金庫利用の求めに応じて、管理係職員がキャッシュネットを開錠し、ケースワーカーが手提げ金庫を利用する。その際、ケースワーカーや査察指導員が複数で行うことは少なく、また管理係は立ち合いとして近くにはいるものの、キャッシュネット内の所為を確認しておらず、管理簿との確認も利用時には行っていない。金銭出納員であるB係長によれば、管理係が管理する現金は金銭管理登録機からの払い出し(出金)までという認識であり、出金後、ケースワーカーの手元へ渡った後は一切把握しておらず、手提げ金庫内の現金の出し入れには関知していないとのことであった。また、管理簿については、亡失した現金については作成されていなかった。さらに、本件亡失時に手提げ金庫の錠は破損したままの状態となっており、施錠することができない状態であった。

3 本件亡失の事実経過

以上のような取扱いがなされていたところ、本件亡失は、以下の経緯により発生した。なお、事件発生から既に1年近くが経過しており、事情聴取時には関係者の記憶が曖昧になっていた。そのため、下記の事実経過に記載した生活保護費の払出し手続の詳細、手提げ金庫での保管へのF係長以外の職員の関与、及び手提げ金庫内の確認作業の詳細等の事情について明確な回答が得られていない部分があり、事実確認が困難な部分もあった。

令和5年4月10日 本件亡失に係る被保護者Pの生活保護を開始した。当初、その支給は口座払いの方法によっていた。

8月25日 家賃を緊急で支払う必要があったため、被保護者Pを担当しているQケースワーカーは、7月分及び8月分の住宅扶助(家賃:60,000円×2)120,000円の払い出しを管理係職員から受け、支払いに備えていたが、被保護者Pが受け取りに来なかったため、Qケースワーカーは、家賃分の現金が入った窓口払い用封筒を自身のメッシュケース(以下「当該メッシュケース」という。)に入れ、手提げ金庫で保管するとともに、被保護者Pから預かっていた印鑑で押印を行い(押印について被保護者Pの了解は得ていない)、押印済領収書を作成して管理係職員に渡した。そして、押印済領収書に基づき9月1日以上に記7月分及び8月分の住宅扶助の精算が行われた。

9月4日 9月分の家賃についても緊急で支払う必要があったため、

Qケースワーカーは、管理係職員より9月分の家賃60,000円の払い出しを受けた。しかし、被保護者Pが受け取りに来なかったため、前月と同様にQケースワーカーが、当該メッセージボックスに入れ、手提げ金庫に保管するとともに、押印済領収書を作成して管理係職員に渡した。そして押印済領収書に基づき10月2日に9月分の生活保護費の前渡金の精算が行われた。

9月14日 Qケースワーカーは、8月来、継続して被保護者Pに場所を依頼していたが連絡がつかない状態が続いていたため、来所の契機となるよう、10月分から生活保護費全額の支払方法を口座払いから窓口払いに変更した。

10月10日 10月になっても、被保護者Pは受給のために窓口に来なかった。他方で、Qケースワーカーは、被保護者Pの居住する家賃の賃金から未払賃料の督促を受けていたため、家賃滞納状態を解消するため、手提げ金庫内のメッセージボックスに保管していた7月から9月分の家賃額180,000円に、10月分相当額の60,000円をQケースワーカー個人が立て替えて、7月分から10月分の家賃240,000円を一括して賃金人に支払った。

10月11日 Qケースワーカーが休暇に入ったため、同人に代わり、担当の係長であったF係長がQケースワーカーの業務を担当しようになった。F係長によれば、被保護者Pが10月2日の定例支払日に来所しなかったため、急に来所した際にすぐに渡せるようにと、自身で10月分生活保護費130,580円の払い出しを受けた後、Qケースワーカーが立て替えている10月分家賃相当額の60,000円を取り出し、個人で保管後、Qケースワーカーに返金した。そして、F係長は、残りの70,580円が入った窓口払い用封筒を当該メッセージボックスに入れ、手提げ金庫に入れるとともに、手元にあった印鑑を使用し、被保護者Pから了解を得ないまま押印を行い、押印済領収書を作成して管理係職員に渡した。そして、かかる押印済領収書に基づき11月1日に10月分の生活保護費の前渡金の精算が行われた。

2 10月以降の保護費の払い出しについて、F係長は自身が行っていたと発言したこともあったが記憶が曖昧であり、他のケースワーカーからの聴取等では、同人らが指示を受け、払い出しを行ったかも知れないとの発言もあった。そうであっても、F係長の指示の元で行われた行為であることを疑いは無いことから、F係長の行為と記載している。

11月27日 10月12日に代理納付の決定が行われ、11月分からは家賃を代理納付とし、賃金人へ直接支払うことにしたため、被保護者Pに対して支払われる生活保護費は生活扶助分のみとなった。被保護者Pが11月2日の定例支払日も来所しなかったため、F係長は10月と同様に、11月分生活保護費73,210円の払い出しを受け、当該メッセージボックスに入れ、手提げ金庫で保管するとともに、前月と同様に領収書に押印を行い、押印済領収書を作成し、管理係職員に渡した。そして、かかる押印済領収書に基づき、12月1日に11月分の生活保護費の前渡金の精算が行われた。

12月20日 被保護者Pが12月1日の定例支払日に来所しなかったため、10月及び11月と同様に、F係長が12月分生活保護費87,370円の払い出しを受け、当該メッセージボックスに入れ、手提げ金庫で保管するとともに、前月と同様に領収書に押印を行い、押印済領収書を作成し、管理係職員に渡した。そして、かかる押印済領収書に基づき、12月26日に、12月分の生活保護費の前渡金の精算が行われた。

12月25日 「生活支援課被保護者預かり金等事務処理手順」(以下「預かり金処理手順」という。)において年2回行うとされている手提げ金庫内の現金の確認作業を、F係長を含む査察指導員3人とB係長で行った。作業は、各査察指導員が保管している管理簿と、手提げ金庫内の全てのメッセージボックスに保管されている窓口払い用封筒内の現金の突合である。F係長、及び他の査察指導員らは、手提げ金庫から現金を出し、それぞれ自身が管理している管理簿と一緒に他の3人に見せ、確認を行っていた。なお、B係長は、査察指導員らが現金等を数える作業を見ており、現金と管理簿を目視で確認していたと述べている。

また、F係長は、手提げ金庫内の現金の確認作業において、格納されている現金は、被保護者Pが取りに来ている生活保護費であり、管理簿を作成し忘れていることを自らの査察指導員及びB係長に説明し、確認したとのことだが、他の査察指導員及びB係長は、確認行為の詳細及び当該メッセージボックスが手提げ金庫内に存在し

第4 監査の結果
 監査の結果、本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件亡失により、世田谷区に総額で304,370円の損害が生じていることが認められる。

世田谷区に与えた損害について、法第243条の2の8の規定に基づき請求すべき者とその賠償責任及び賠償額を決定するとともに、民法(明治29年法律第89号)上の賠償請求について検討し、あわせて、生活保護事務の改善を求める内容を決定した。

1 法第243条の2の8に基づく賠償責任及び賠償額等について

(1) 結論

A所長 152,185円
 B係長 60,874円

その他の関係人の責任については次のとおりとする。

C係員、D係員、E係員については、金庫管理要領に定める金庫管理者にはあたらない者であること、手提げ金庫の現金の管理について何ら金銭出納員から指示を受けていなかったことから、責任を問わない
 F係長は、法第243条の2の8第1項前段に該当する者(以下「財務会計職員」という。)とはいえず、法第243条の2の8第1項に基づく損害賠償責任を問うことはできないものとする。

(2) 判断理由

法第243条の2の8に規定する現金の亡失に係る損害賠償責任の構成要件としては、i) 対象となる財務会計職員の行為であること、ii) その保管に係る現金を亡失したこと、iii) 現金の亡失に故意または過失があること、iv) 現金の亡失と損害の発生の間因果関係があることの4点がある。

①対象となる財務会計職員の行為であること
 対象となる財務会計職員の行為であるといえるか、本件請求にかかる各職員及び管理監督者が、財務会計職員といえるか検討した。

ア A所長

法第243条の2の8第1項前段は、財務会計職員として「資金前渡を受けた職員」を挙げている。そして、会計事務規則第80条第1項では、「課長の請求に基づき、資金前渡することができる」と定めていることから、本件亡失にかかる現金の前渡を受けた職員は、当時の課長の職に就いた者ということとなり、A所長は、当時、X生活支援課長の地位に就いた者であることから、同人は法第243条の2の8第1項前段に規定す

ていたという明確な記憶は有していなかった。

12月26日 被保護者Pが12月26日の定例支払日にも来所しなかったため、10月分から12月分と同様に、F係長が、1月分生活保護費73,210円の払い出しを受け、未記入の領収書とともに当該メッシュケースに入れ、手提げ金庫で保管した。

令和6年1月31日 精算のための領収書を作成しようとして、F係長が手提げ金庫内を確認したところ、当該メッシュケースが見当たらず、A所長に報告した。

2月1日 他の査察指導員も含めて捜索したが発見できなかった。
 A所長がX総合支所長、総務課長、危機管理部長、地域生活安全課長に連絡した。

2月2日 課内全職員で捜索したが発見できず、Z警察署へ通報し、Z警察署刑事組織犯罪対策課により現場状況確認が行われた。

2月6日 A所長が福祉保健常任委員会に「X総合支所保健福祉センター生活支援課内の金銭等の紛失について」を口頭報告した。

2月14日 Z警察署刑事組織犯罪対策課が再度現場状況確認を実施した。

4月10日 Z警察署へ被害届を提出した。

る「資金前渡を受けた職員」に該当する。

イ B係長

法第243条の2の8第1項前段の「会計管理を補助する職員」とは、法第171条第1項の規定に基づき置かれる出納員その他の会計職員を言うところ、会計事務規則第7条は、会計管理者の事務を補助させるための「金銭出納員」を置くとしており、区長がこれを命ずると定めている。そして、本件亡失当時、金銭出納員としてかかる任命を受けているのは、B係長であることから、同人は「会計管理を補助する職員」に該当する。なお金銭出納員は、金庫管理要領第4条第3項により金庫管理者に充てられるとされている。

ウ C係員、D係員及びE係員

法第243条の2の8第1項前段の「会計管理を補助する職員」とは、法第171条第1項の規定に基づき置かれる出納員その他の会計職員(現金取扱員)を言うところ、会計事務規則第8条は、会計管理者の事務を補助させるための「現金取扱員」を置くことができるとしており、区長がこれを任免すると定めている。そして、本件亡失当時、C係員、D係員及びE係員は現金取扱員としてかかる任命を受けている者であることから、いずれも「会計管理を補助する職員」に該当する。

エ F係長

F係長は、本件亡失当時、X生活支援課保護・自立促進担当係長の地位にあり、査察指導員の地位にあった者である。しかし、査察指導員は、所長の指揮監督を受けて、生活保護の現業事務の指導監督をつかさどる業務を担う者であり、法第243条の2の8第1項前段及び後段に規定する職員のいずれにも該当しない。したがって、F係長は法第243条の2

②その保管に係る現金を亡失したこと、及び亡失と損害との因果関係があること

本件亡失では、生活保護費が適切に管理されずに亡失しており、これにより世田谷区に損害が生じたことも明らかである。そして亡失した生活保護費は、X生活支援課の職員が保管していたものであるから、「保管にかかるとする現金」であると言え、法第243条の2の8第1項の賠償責任の対象となる。

③現金の亡失に故意または過失があること

ア A所長

A所長は、法234条の2の8第1項前段に言う「資金前渡を受けた職員」に該当するところ、資金前渡を受けた者は、公金を預かる者であつて、会計事務規則第142条に、「会計管理者、会計課長、出納員、現金取扱員及び資金前渡を受けた者は、すべて現金、有価証券又は小切手帳

の保管について、善良な管理者の注意を怠つてはならない。」とあることから、当然にその管理について善管注意義務を負っている者と解される。そして、会計事務規則第80条第1項において、課長が資金前渡を受けられることができる旨定めていることから、資金前渡を受けた者は、かかる課を統べる課長としての地位に基づき前渡金の保管にかかるとする義務を尽くすことが求められる者と言うこともできる。

本件亡失に関し、前記第3、「1 生活保護費の一般取扱い」及び同「2 X生活支援課での生活保護費の取扱い」で記載したとおり、X生活支援課では、世田谷区の諸規定に基づく通常的生活保護費の管理とは異なる管理方法による運用が常態化しており、しかもそれらは手付け金庫における錠の不備や管理簿の未作成、金品の確認手続きの不備などもあるという杜撰なものであった。

本件亡失がこれら杜撰な前渡金の管理状況に起因して生じたものであることは明らかである。そして、本来、生活支援課の課長として、かかる状況を生じないように努め、仮に生じた場合であってもこれを速やかに改善すべきところ、これを是正することなく、事実上容認していたA所長には、X生活支援課の課長として求められる善管注意義務を尽くしていなかったものとして過失が認められる。

イ B係長

B係長は、前記のとおり、本件亡失当時、会計事務規則第7条に基づく「金銭出納員」であるところ、金銭出納員は金庫管理要領第4条第3項に基づき、課内の金庫について「金庫管理者」として「金庫の保全、鍵の保管、保管金品の出納及び保管その他金庫の管理について適正確実にその事務を行う」ことが求められている。

本件亡失に係る現金については、第3の3本件亡失の事実経過のとおり、預かり金処理手順にも定められた管理簿はそもそも作成されていなかった。また、保護・自立促進職員の手付け金庫利用時には、B係長は管理係職員として近くに立ち会ってはいるものの、キャッシュ内の状況を確認しておらず、手付け金庫内の現金の出入れについても具体的に確認をしていなかったことが認められる以上、保管金品の出納及び保管を適切確実に管理していたものとすることは困難である。

また、管理マニュアルに現金の取扱いに関する諸規定が設けられているが、これらを遵守することなく業務を行っていたこと、手付け金庫で多額の現金を長期間保管していたことなどである。

3 かかる趣旨に基づき管理マニュアルにおいて、設置型金庫及び手付け金庫の鍵は金銭出納員(管理係長)の管理とされている。

したがって、B係長は、金庫管理者として保管金品の出納及び保管について適正確実にその事務を行っていたものと認めることはできず、また金銭出納員として遵守すべき管理マニュアル等に従わずに業務を行っていたのであって、そのことが本件亡失発生の要因となっているのであるから、過失が認められる。

- ウ C係員、D係員、及びE係員
- C係員、D係員、及びE係員は、平素、現金の払い出しに関わってはいないが、B係長とは異なり、金庫管理要領に定める金庫管理者にはあたらぬ者であること、及びこれらの者は金銭出納員の命を受けてその出納事務の一部をつかさどる立場にあるところ（会計事務規則第8条3項）、本件亡失にかかる手届け金庫の現金の管理について何ら金銭出納員であるB係長から指示を受けていないことから、責任を問わない。

(3) 法第243条2の8第2項に基づく賠償額

①賠償責任について

法第243条2の8第2項は、「前項において、その損害が二人以上の職員が行ったことにより生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ当該行為が当該損害の発生の原因となった程度に応じて賠償の責めに任ずるものとする」と定めていることから、本件における現金の亡失に関する賠償額は、責任を負うべき職員の職務権限の重要性、及び損害発生の原因となった因果関係の程度に応じてこれを決定すべきである。

A所長は、前記のとおり、前渡金の支払いを受けることができるX生活支援課の課長として、前渡金の保管及び管理について、善管注意義務を負うものであり、その職務権限は極めて重要なものである。また、X生活支援課における前渡金の取扱いが世田谷区の諸規定に準拠した適切なものであったならば、本件亡失のような事故が生じる可能性はなかつたと考えられることから、同人が直接現金を管理する立場に無い点を差し引いても、本件亡失に対する与因は少なからぬものがある。かかる事情に鑑みれば、亡失した現金の5割を賠償額とするのが相当である。

B係長は、上記のとおり金庫管理者として、金庫への現金の出し入れを直接管理すべき立場にあるにもかかわらず、手届け金庫への現金の出し入れを適切に管理しておらず、本件亡失に対し少なからぬ与因が認められる。他方で、X生活支援課における前渡金の管理が全体として杜撰であったことが本件亡失の大きな原因であることも考ええると、B係長については亡失した現金の2割を賠償額とするのが相当である。

氏名	割合
A所長	5割
B係長	2割

②賠償額の決定

それぞれの責任割合に応じた各人の賠償額は以下のとおりである。

- ア A所長 152,185円
 <計算式>304,370×0.5=152,185
- イ B係長 60,874円
 <計算式>304,370×0.2=60,874

なお、上記記載の賠償額に、損害発生時から支払い済みに至るまでの年3パーセントの割合による遅延損害金を加算する。なお、本件亡失の発生時は特定が困難であるが、遅くとも、本件亡失が明らかになった日である令和6年1月31日に本件損害が発生していたことは明らかであるから、同日を損害金算定の起算日とすべきである。

2 民法上の賠償請求について

なお、法243条の2の8第1項に基づく損害賠償を負わない者について、民法第709条に基づく損害賠償請求権の行使について検討しておく。

(1) 結論

F係長は亡失した現金の3割相当額について、賠償責任を負うとするのが相当である。

(2) 判断理由

①本件亡失により、世田谷区に損害が生じたことは明らかである。そして、以下に述べるとおり、F係長は実際に生活保護費の支給にかかる事務を行っていた者であり、同人の現金の取扱いが不適切であったことが、本件亡失の原因である。

F係長はX生活支援課の職員であり、その業務の遂行にあたり法令やその他の規程など（管理マニュアル、預かり金処理手順等）の諸規定に従う必要がある。

本件亡失にかかるとともに、被保護者が支給予定日以降受給のために来庁してはなかったにもかかわらず、F係長が管理係職員から保護費として受領したものである。

さらに、F係長は、受領した現金について、翌日以降の業務の煩を回避し、形式上は支払があったこととすするため、数回にわたり被保護者の承諾なく同人名の印鑑を使用して領収書に押印し、現金取扱員でないにもかかわらず現金を管理していた（かかる行為は、生活保護費を支払った場合の領収書の取得に關し、被保護者から領収書に押印又は署名を得ることを定める管理マニュアルの規定に違反する行為でもある（管理マニュアルⅡ3、1）②）。

3 生活保護事務にかかると改善報告

X生活支援課における生活保護事務について、不適切な業務が認められたため、法第199条第11項の規定に基づき、世田谷区に対して、次に掲げる措置を講ずることを報告する。

生活保護事務に関し、金庫管理、窓口払いにおける保護費の管理、保護・自立促進における現金管理、管理簿について、後述する問題点が認められた。これらに対する改善点をまとめ、措置の結果について、令和7年3月31日まで監査委員あて通知されたい。

<報告の理由・問題点>

(1) 金庫管理について

金庫管理要領では、誤に金庫総括管理者及び金庫管理者を置き、「金庫の保全、鍵の保管、保管金品の出納及び保管その他金庫の管理について適正確保にその事務を行うものとする」と定めている。今回亡失したとされるのは、X生活支援課内にある手届け金庫に保管したとされる現金である。X生活支援課では、金庫管理要領に定める現金や公印等を、鍵のかかるキャビネットの中にある設置型の金庫に保管し、金庫管理者がキャビネット及び設置型の金庫の鍵を管理し、金庫管理者または管理係職員が開閉に立ち会う取扱いとしていた。さらに、急な入院や金銭管理の必要性等の理由でケースワーカーが被保護者から預かる預り金や被保護者の遺留金など、やむをえない事情で一時保管する預り金等は、設置型の金庫内の手届け金庫で保管する取扱いであった。

手届け金庫は、上記の設置型の金庫またはキャビネット内に置かれ、金庫管理者または管理係職員にキャビネット等の開錠を依頼した上で使用していた。金庫管理要領では出納は金庫管理者の責任とされているが、手届け金庫への出納については、保護・自立促進職員が通常単独で行っており、金庫管理者及び管理係職員は内容や金額を把握していなかった。

また令和4年12月に改定された管理マニュアルによると、現金取扱の基本として、「現金は鍵若しくはダイヤル等で施錠できる手届け金庫に常時保管し」とあるが、事故当時手届け金庫の錠は破損しており、ダイヤルは、開かなくなるトラブルを防ぐためとしてテープで固定されているなど、施錠できない状態にあった。今回亡失したとされる現金はこの手届け金庫内に保管されていたものであり、金庫総括管理者及び金庫管理者による手届け金庫の出納及び保管の適切な管理が求められる。

(2) 窓口払いによる保護費の管理

窓口払いによる保護費の管理
生活保護法では生活保護費の支給は金銭給付によると定められているが、

平成29年3月29日社援発0329第46号厚生労働省社会・援護局長通知

また、F係長は、自ら現金を管理していた以上、管理簿を作成すべきであったにもかかわらず、これを作成していないことで、本件亡失が顕在化しにくい状況の作出に寄与していた。

このように、F係長は、不適切な管理行為を行い、これにより本件亡失を生ぜしめているのであるから、本件亡失について過失が認められる。

②以上のとおり、F係長には民法第709条の不法行為責任が成立するものと思料するが、上記のとおり、X生活支援課の平素の生活保護費の取扱い全体が杜撰であったことが本件亡失を生ぜしめた大きな原因であったことに鑑みると、亡失した損害金額について、F係長に帰責することは相当ではない。

そこで、F係長は、亡失した現金の3割相当額に令和6年1月31日から支払い済みに至るまでの年3パーセントの割合による遅延損害金を加えた額について、賠償責任を負うとするのが相当である。

③なお、A所長は、所務を管理する福祉事務所長であり、そのような立場において、F係長の不適切な業務状況を把握せず、必要な指導等を行わなかったことについて、管理・監督責任を窺念することも可能であり、この点について民法第709条の不法行為責任の成立要件を満たす可能性もあるが、民法第243条の2の8第14項⁴により、重ねて責任を問うことはできないことから、同人に対し、民法第709条に基づく不法行為責任の有無は検討できない。

⁴ 同条第一項の規定により損害を賠償しなければならない場合には、同項の職員の賠償責任については、賠償責任に関する民法第709条の規定は、適用しない。

べき現金であった。また1月分については、定例払いの日に払い出しを受け、未記入の領収書とともに手届け金庫に保管していた。

この4か月分の保護費が亡失したのであり、保護費の受領、領収書への押印、管理簿の未作成、4か月に渡る保護費の保管等、すべて不適切な取扱いであり、このことが今回の事故の主たる原因となっている。

前述したように、そもそもX生活支援課においては、本件査察指導員のみならず保護・自立促進職員が、被保護者本人が来庁していないにもかかわらず、管理係から保護費の払い出しを受け、以後の管理を「預り金」と称して手届け金庫において行い取扱いが慣例として行われていたのであり、未払いの公金が金銭出納員の管理下に置かれていなかった。

また、被保護者に引き渡していないにもかかわらず、本人の承諾がないまま保護・自立促進において領収書に押印して精算を済ませ、預り金として保管するという行為を複数の職員が行っていたとの証言もあった。手届け金庫内での保管を前提とするとはいえず、こうした行為は私文書偽造に当たり、公金と私金を混同することにつながりかねず、公金の管理上極めて不適切である。また、被保護者が支払うべき家賃を、被保護者との連絡がとれないまま職員が立て替えて支払い、後日管理係職員が払い出した保護費の中から受け取り、残金である本人の生活扶助等を預かり金として手届け金庫に保管するという事例も見られた。

領収書への押印などは言うまでもなく、現金取扱の権限のない保護・自立促進職員が単独で現金管理を行うことは、そもそも現金取扱いの原則に反し、あってはならないことである。現金の管理は管理係が行うという基本を守り、管理係と保護・自立促進の連携や牽制体制のあり方を再構築すべきである。

(4) 管理簿について

やむをえない事情で保護・自立促進職員が被保護者から現金を預かり、保管する際には、預り金処理手順において、複数職員の立ち会い、管理簿の作成・決裁など、生活支援課内での相互牽制のもとに行うとすると、手順が定められている。X生活支援課では、こうした手順が守られず、手届け金庫で保管されている事例があった。

預り金等については、管理簿を作成し決裁を経た上で保管する取扱いとされていたが、その管理簿の存在を知らなかった職員が複数いるなど、作成されなかったことがままあった。また、そもそも手届け金庫内に保管されている現金は個々のケースワーカーが管理していたため、事故当時その総額を把握する仕組みはなかった。このため預かり金処理手順により、手届け金庫内の点検を年に2度行うとしているものの、実際には金庫内に保管されている現金を管理簿と照合する、また現金が保管されているが管理簿が作成されていないものはその由来を確認し管理簿の作成を促す、という作

「生活保護法施行事務監査の実施について」の一部改正については、窓口支給の縮減を求めており、原則として口座振込が望ましいと言えるところから、窓口支給の必要性や決定の手順を改めて精査すべきである。必要と認められるものに支払うにあっても、特に窓口における定例払い当日は多くの被保護者が来庁し、多額の現金を集積して取り扱うため、万が一にも事故がないよう慎重な取扱いが求められる。

支所処務規程によると、課の経理に関することは管理係の分掌事務として位置づけられており、保護・自立促進には現金取扱職員が置かれず、現金を扱うことはできず規定となっている。このため、窓口における定例払いにおいても、ケースワーカーの立ち会いを得るなどして相手方を確認した上で管理係職員が支払い、領収書を徴収することが本来は望ましい。X生活支援課では、管理係職員が相手方氏名と金額を確認した上でケースワーカーに手渡し、同じフロア内のカウンターにおいてケースワーカーが渡す取扱いとしていた。特に定例払い当日には来所する被保護者が非常に多いことから、本人確認の意味も含め、これ自体は直ちに否定しなればならないというものではない。

しかしながら、X生活支援課では、被保護者が来所していない状況で生活保護費を現金で払い出し、当日領収書を徴していない事例が散見された。このような現金書留により被保護者あてに送付する分については、管理係が発送に関与することから、領収書の回収が遅れる被保護者名と金額、理由の把握が可能であった。一方、管理係が対応できない時間帯に来庁するなどの理由がある場合に、被保護者本人が来庁する前にケースワーカーが管理係職員から現金を受領し、以後の管理を「預り金」と称して手届け金庫において管理する取扱いが慣例として行われており、こうした現金の取扱いが今回の事故につながっていた。

そもそも現金の管理においては、領収書を得るまで金銭出納員が責任を持つべき出納行為であり、領収書のない未払いの公金の管理を現金取扱の権限のない保護・自立促進に委ね、手届け金庫内で管理していたことは不適切であると言わざるを得ない。今後は出納行為が完了し、領収書を得るまでの現金については、原則どおり金銭出納員の管理下に置くべきである。

(3) 保護・自立促進における現金管理

本件においてF係長は、被保護者Pが令和5年8月25日以降、保護費の受領のために来庁していなかったにもかかわらず、管理係職員から10月から12月分の保護費について払い出しを受け、本人の許可なく押印した領収書をそれぞれ当日中に管理係職員に提出の上、現金は「預り金」として手届け金庫に保管していた。管理係職員はこの領収書を用いて各月の前渡金を精算し、保護費は本人に支払われたものとして処理されていたが、本来は「未払いの公金」であり、それぞれの月末に世田谷区に戻入される

業が主であり、「金庫内に保管されているべき現金」を確認するものではなかった。現に、管理簿を一切作成せず、手提げ金庫にも保管せず、管理係職員から受け取った現金を自分の机の引き出しに保管していたと課長に申し出た職員もいたとのことであり、こうした現金は、その存在を該当職員以外把握することができなかつた。

管理簿作成の徹底及び金庫内に保管されているべき現金を把握し、管理を行うことのできる仕組みづくり等が求められる。

世田谷区長からの監査要求は、亡失した現金を取り扱った査察指導員に對するものであるが、ここまで述べたように、保護・自立促進全体において、非常に杜撰な現金管理が日常的に行われ、いつ事故が起こっても不思議でない状態が続いており、保護・自立促進全体の管理体制に問題があったと言わざるを得ない。公金を扱うことの責任の重さを、管理監督者が今一度肝に銘じるとともに、全職員が改めて認識し、気を引き締めて業務にあたらなければならない。また、本事故に関しては他の支所も含めたメンバーによる調査も行われたということであるが、改めて事故の起きる余地のない仕組みづくりに向け、各総合支所、本庁担当所管部が協力して必要な措置を講じられたい。

第5 意見

法第199条第10項の規定により、世田谷区の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に加えて以下の通り意見を述べる。

1 執務体制について

X生活支援課の不適切な事務執行についてこれまで述べてきたが、現場の職員が適切な事務を執行するための体制整備については、X総合支所をあげて責任を持って取り組む必要があった。

事故発生前後、保護・自立促進で3人の職員が欠勤しており、もともと被保護者の受け持ち件数の多いケースワーカーや査察指導員に大きな負担がかかっていた。世田谷区事業決定手続規程(昭和54年3月世田谷区訓令甲第4号)において、「課に属する一般職員の分担事務を定めること」は課長の事務取扱決定とされている。また、課長は職員の休暇を承認する立場にあることから、欠勤する職員が続いたことを踏まえ、A所長は課内の事務分担の見直しなどを主導すべきであったが、査察指導員から報告を求めず、見直しを行わなかった。病欠者の病状の見込みが不透明だったとはいえ、結果として、本件亡失に関わる査察指導員は、事実上Qケースワーカーの担当していた100件を超える被保護者のケースワーカーを3か月以上にわたり兼ねることとなり、過度な負担が集中するとともに、十分なチェック機能が働かなくなり、不適切な取扱いが継続される原因の一つともと言える。社会福祉法では、査察指導員とケースワーカーは、社会福祉法第15条に定める職務のみに従事しなければならないことと定められており、それらの兼務は禁じられている。その状態を数か月間にわたり黙認したA所長の責任は大きい。また、管理係の職員体制に関してA所長は、「管理係の人員体制では(中略)現金を預かっているがきちんと出納を行う体制になっていないという認識である」と述べているが、これについても職員が安心して働き続けることのできる職場であることは、適切な事務執行が行われる前提となる。総合支所を挙げて早急に取り組みされたい。

2 資金前渡以外の現金の縮減について

現金等について、金庫管理要領に沿った管理を行うには、多大な事務負担がかかることが想定される。地方自治体においては、公金の管理は会計管理者のもので行うとされており、実際の福祉的支援を担当する福祉事務所としての管理はできるだけ縮減することが望ましい。

令和5年12月25日の時点で、手提げ金庫内には、本件亡失に係る現金を除いても、返還金や遺留金品、金銭管理のためとして預かった保護費など217万円あまり保管されていた。管理簿による内訳としては、令和5年4月の返還金、6月と8月の遺留金品、12月の返還金、金銭管理のためとして預かった12月

も早く落ちていた執務環境になるよう、管理職を中心に心を砕くべきであり、職員に対してカウンセリングの機会を用意するなどについても検討されたい。

4 監察体制について

最後に、事故の発生を受けた世田谷区の服務監察に関わる対応についても述べておきたい。

「世田谷区服務監察規程」(平成12年3月世田谷区訓令第15号。以下「服務監察規程」という。)第9条では、部長等は、職務に関して発生した職員の非行及び事故又はその疑いがある行為に該当する事実を知ったときは、遅滞なく区長に報告をしなければならず、区長は報告を受けるときには、主任監察員である総務部長に事故監察を命ずることができると定めている。

今回の事故について、亡失が発覚したのが令和6年1月31日、その翌日である2月1日にA所長から服務監察担当所管部等に対し口頭での事故報告があったが、A所長から総務部長宛にて「事故発生報告書」が提出されたのは、事故発覚から2か月半ほど経過した4月12日であった。報告書の提出が遅れたのはA所長の責任ではあるが、服務監察所管部も速やかに事故報告書の提出を求めるべきであった。

さらに、職場における公金等の亡失及び領収書の偽造等という重大な報告内容を踏まえれば、直ちに事故監察により事実認定を行い、措置意見を明らかにすべきであったが、警察による捜査や関係所管部による再発防止に向けた検討が行われていることを理由に実施しなかった。

その後世田谷区は、事故報告書提出から5か月以上経った9月19日になつて、「世田谷区に損害を与えたと認められる」として、監査委員に対し、法第243条の2の8第3項及び法第199条第6項の規定に基づく職員の賠償責任に係る監査等を要求したが、この要求にあたっては、服務監察規程第4条に定める服務監察を実施せず、所管部から提出された事故報告書に記載された事実に基づき要求している。

監査要求を受け、監査委員として事実関係について確認するため、書類や事情聴取等により監査を実施したが、その結果、事故報告書と異なる事実の判明など所管部における調査の不十分さが多く明らかになるとともに、他の亡失したメッシュケースの存在、管理簿不作成の状態での現金の保管の常態化、被保護者名の記載のある管理簿の事務機での保管など、現金に関する多くの不適切な取扱いを確認した。また、監査要求まで8か月近く経過していたことから、監査委員による事情聴取時には職員の記憶があいまいな部分も多く、証言に食い違いも出るなど、事実認定が極めて困難であった。

重大事故を把握しながら直ちに事故報告書の提出を求めず、提出されたのちも事故監察を行わずに対処を所管部任せにした世田谷区の対応が、世田谷区の損害額及びその責を負うべき者など、事実認定と原因究明を困難にするとともに

分の保護費などである。

遺留金・返還金については、速やかに処理を行うべきであり、その間は課長名の口座に入金して管理すべきであった。さらに遺留金については、総務省が生活保護法第76条第1項を根拠法令として歳入歳出外現金として保管できることを市区町村等に対し明確に示すことを厚生労働省に対し勧告している。それをを受けて厚生労働省は、令和5年7月に「身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引」を改定し、残余遺留金を歳入歳出外現金として保管できる根拠を明確化した。これを参考に、歳入歳出外現金として福祉事務所自身での管理としない手法も事故防止の一つの方策として検討された。

また、金銭管理については、世田谷区では入院入所者等のやむを得ない事情による金銭管理の需要に対応するため、金銭管理支援事業を委託により実施しているが、事業利用希望者が多く、対応しきれないとの発言が認められた。需要に充てる事業量についても検討されるべきである。

ケースワークに注力できる適正な業務環境とするよう、金銭管理支援事業について必要な事業量を確保するとともに、遺留金の供託や返還金収納の進行管理を進め、処理が完了するまでの間は金銭出納員の管理下で適切に保管するなど、不適正な事務の温床とならないよう努力されたい。

3 執務環境について

被保護者の抱える課題は多種多様であり、複合的な課題を抱える困難事例も多いことから、生活保護事務を担う査察指導員やケースワーカーは臨機応変な対応を迫られることが多い。特にX総合支所の保護率は、世田谷区全体の平均の1.5倍を超えており、ケースワーカー(インテークワーカーも含む)は平均約93世帯を担当するなど、職員一人ひとりの負担は大きいものであった。こうした中で、日々被保護者のために生活保護事務の執行に携わる職員の努力や成果は評価されるべきものである。不適切であり認められるものではないが、貸貸人が少ない中で、なんとか被保護者のための住居を確保しようという気持ちから行ったとの証言は、私利私欲のために行った行為ではないとして心情的には理解できる面もある。

公金の取扱いや、被保護者への支援、自立促進など、精神的にも負荷の大きい生活保護事務を適正に行うため、必要な人員の確保や重層的なスーパーバイザーの提供、メンタルヘルスケアへの配慮、産休・育休や病気休暇等の職員が出た場合の職員の代替措置の確保など、組織的な運営管理にX総合支所の管理職はもちろん、世田谷区全体で取り組むことが必要である。

さらに本件亡失においては、事故の発覚から事故報告書の提出まで2か月以上を要しているほか、処理が長引いていることで、職場内が不安定な状態が長期間継続し職員に動揺が続いているなど、執務環境に影響を与えている。一刻

- 10 監査対象職員、
- (1) 財務会計職員 (地方自治法第243条の2の8第3項により監査を求める職員)
- ① 金銭出納員
 ■ 総合支所保健福祉センター生活支援課管理係長 主事 ■
- ② 現金取扱員
 ■ 総合支所保健福祉センター生活支援課管理係 主事 ■
 ■ 総合支所保健福祉センター生活支援課管理係 主事 ■
 ■ 総合支所保健福祉センター生活支援課管理係 主事 ■
 (令和2年4月1日から令和6年3月31日まで ■ 総合支所保健福祉センター生活支援課管理係)
- ③ 資金前渡職員
 ■ 総合支所保健福祉センター所長 (生活支援課長事務取扱) 参事 ■
 (2) 非財務会計職員 (地方自治法第199条第6項により監査を求める職員)
 ■ 総合支所保健福祉センター生活支援課係長 主事 ■

11 関係法規の諸規程
 地方自治法
 世田谷区会計事務規則

- 12 事故後の状況及び事故後の措置
 本件事故発生後、■保健福祉センター生活支援課において、現金等紛失事件調査会を組織し、預かり金品等の取り扱い手続と、その他一連の事務について、以下の観点から調査を行い、発生原因の究明を図るとともに、再発の防止に資する提案を含む報告書の作成に取り組んだ。
- (1) 金庫内の保管物、現金等の出し入れ、作業者の記録等の管理状況
 (2) [保費支払い、現金、金庫管理、取り扱いマニュアル]等の順守状況の確認
 (3) 預かり金品等の取り扱い上、あいまいな点、慣習により行われたことの有無と適正性。
 (4) その他必要な改善事項
- これに基づき、預かり金品を保管している手掘り金庫の使用に際しては、その都度、担当ケースワーカー、担当ケースワーカーの担当係長、及び管理係長の3人で作業を相互監視する運用とし、「手掘り金庫使用管理簿」への使用日時等の記録、入出金の都度の管理簿上の残額と金庫内現金の確認など、事故の再発防止に向けて具体的な取り組みを行った。

- 9 事故発生までの経過
- 令和5年4月10日 本件事故に係る被保護者(以下、単に「被保護者」という)の保護開始(口座払い)。
- 9月14日 被保護者と連絡が取れなくなり、今後の所在確認の必要性のため、生活保護費支給を窓口払いに変更。
- 10月11日 10月2日の10月分定例支給日に被保護者が来庁しなかったため、経理^{※1}から130,580円を出金し、家賃分60,000円を差し引いた70,580円(※)^{※2}を預り金として保管^{※3}。
- 11月27日 家賃は直ちに大家に支払い、金庫には保管していない。11月2日の11月分定例支給日に被保護者が来庁しなかったため、経理から73,210円(※)を出金し、預り金として保管。
- 12月20日 同月から家賃は滞納防止のため大家への直接送付に変更。
- 12月25日 経理から87,370円(※)を出金し、預り金として保管。
 査察^{※4}履数で金庫内の定期点検を実施。
 この時には担当査察(■)が被保護者の預り金及び領収書を保管していたメッセージングの存在を確認している。
- 12月26日 同日の1月分定例支給日に被保護者が来庁せず、経理から73,210円(※)を出金し、預り金として保管。
- 令和6年1月31日 査察、ケースワーカー^{※5}による金庫内の確認により当該メッセージングの紛失が発覚、担当査察(■)が所長に報告。
- 2月1日 査察履数で金庫内、周辺を再度詳細に確認したが、発見できず。金庫運用の確認と今後の再発防止のための複数名での目視など徹底することを所長から指示。
- 2月2日 所長から課内全職員に本件を周知し、運用を徹底するとともに、他の書類への犯人など確認依頼。
 ■警察署で捜索するも発見に至らず。所長から■警察署へ通報。
 ■警察署刑事組織犯罪対策課が現場状況確認を実施。
- 2月6日 福祉保健常任委員会口頭報告
- 2月14日 ■警察署刑事組織犯罪対策課が現場状況確認を再実施。
- 3月15日 第1回調査会^{※6}開催
- 3月22日 第2回調査会開催
- 4月10日 ■警察署へ報告書を提出
- 注1：管理係の金銭出納員及び現金取扱員
 注2：(※)の計が撤消金額304,370円
 注3：各日ともに預り金は封入し、メッセージングケースに入れた上で執務室内の施設可能なキャッシュネット内の手掘り金庫に保管
 注4：保護・自立促進担当係長
 注5：保護・自立促進担当係員
 注6：本件事故を契機に、現金の取り扱い等の管理上の問題点を調査するため ■ 総合支所保健福祉センター生活支援課及び関係所管課により設置された調査会